

## 千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例

平成十九年十二月二十一日  
条例第七十二号

## 千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例

## 目次

## 前文

## 第一章 総則（第一条—第十条）

## 第二章 消費生活の安定及び向上に関する施策（第十一条—第十四条）

## 第三章 商品等の安全等に関する施策

## 第一節 危害の防止（第十五条—第十八条）

## 第二節 規格、表示、包装等の適正化（第十九条）

## 第三節 不当な取引行為の禁止等（第二十条—第二十五条）

## 第四章 苦情の処理及び被害の救済に関する施策（第二十六条—第二十九条）

## 第五章 生活必需商品に関する措置（第三十条—第三十三条）

## 第六章 雜則（第三十四条—第四十条）

## 附則

経済社会の発展は、多様な商品や役務を生み出し、生活の利便性を向上させ、選択の機会を拡大させている一方で、従来から存在する消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差を増大させ、消費者問題をより複雑化させ、かつ、多様化させている。また、事業活動や消費行動の変化は、廃棄物の増大などの環境問題も引き起こしている。

我が国最大の消費地である首都圏に位置する本県にあっては、このような問題が特に顕著となつてきている。

本来、消費者と事業者とは対等の立場に立つべきであるとの観点から、両者間の格差を是正するとともに、消費者の利益を擁護し、及び増進するために、行政、消費者、消費者団体、事業者及び事業者団体が、自ら又は連携して、消費者の権利を尊重すること、事業活動の適正化に向けた取組を推進すること及び生産から消費までの場面における環境への負荷の少ない持続的発展が可能な経済社会を目指すことの重要性をそれぞれ認識し、消費者問題に取り組んでいくことが強く求められている。

安全で安心な、かつ、豊かな消費生活を送ることは、県民が等しく望むところであり、共に力を合わせてその実現に取り組むことを決意し、ここに千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例を制定する。

## 第一章 総則

## (目的)

**第一条** この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の果たすべき責務並びに消費者及び消費者団体の果たすべき役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

## (基本理念)

**第二条** 前条の目的を達成するに当たっては、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、県、市町村、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体の相互の信頼を基調とし、これらが相互に連携し、又は協働すること、次の各号に掲げる消費者の権利を尊重すること及び消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することが基本とされなければならない。

- 一 商品又は役務により、生命、身体及び財産が侵されない権利
- 二 商品又は役務について、自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
- 三 商品又は役務の取引について、不当な方法から保護され、及び不当な条件を強制されない権利

## 四 消費生活において個人情報が適正に取り扱われる権利

## 五 商品又は役務及びこれらの取引行為により、不当に受けた被害から速やかに救済される権利

## 六 消費生活において必要な情報を速やかに提供される権利

## 七 消費生活に関し、必要な知識及び判断力を習得し、自主的かつ合理的に行動するための教育を受ける機会が提供される権利

## 八 消費生活に関する意見が県の施策に適切に反映される権利

**2** 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関する事業者による適正な事業活動の確保が図られなければならない。

**3** 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の年齢、障害の有無その他の特性が配慮されなければならない。

**4** 前条の目的を達成するに当たっては、高度情報通信社会の進展及び消費生活における国際化の進展に的確に対応するよう配慮されなければならない。

## (県の責務)

**第三条** 県は、経済社会の発展に即応して、消費生活の安定及び向上に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

**2** 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、消費者、消費者団体、事業者及び事業者団体の意見を聴くことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

## (県と市町村との連携等)

**第四条** 県は、消費生活の安定及び向上に関する施策の策定及び実施に当たっては、必要に応じて市町村と連携して取り組むよう努めるものとする。

**2** 県は、市町村が実施する消費生活の安定及び向上に関する施策について、その求めに応じて、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

## (事業者の責務)

**第五条 事業者は、その供給する商品又は役務について、次の各号に掲げる責務を有する。**

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
  - 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
  - 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
  - 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
  - 五 品質その他の内容の向上、価格の安定及び流通の円滑化に努めること。
  - 六 県が実施する消費生活の安定及び向上に関する施策に協力すること。
- 2 事業者は、消費者の個人情報を適正に取り扱う責務を有する。
  - 3 事業者は、その事業活動に関し、自らが遵守すべき基準を作成することその他必要な措置を自主的に講ずることにより、消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。  
(事業者団体の責務)

**第六条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。**

**2 事業者団体は、県が実施する消費生活の安定及び向上に関する施策に協力する責務を有する。(消費者の役割)**

**第七条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関し、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場を通じて情報を提供し合う等互いに協力するよう努めることによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。**

**2 消費者は、消費生活に関し、知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。**

**3 消費者は、県が実施する消費生活の安定及び向上に関する施策に協力するよう努めるものとする。(消費者団体の役割)**

**第八条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。**

(環境への配慮)

**第九条 県は、消費生活の安定及び向上に関する施策の策定及び実施に当たっては、消費生活が環境に及ぼす影響に配慮するものとする。**

**2 事業者は、商品又は役務の供給に当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。**

**3 消費者は、商品の選択、使用及び廃棄並びに役務の選択及び利用に当たっては、環境への負荷の低減に配慮するよう努めなければならない。**

(基本計画)

**第十条 知事は、消費生活の安定及び向上に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、消費生活の安定及び向上に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。**

**2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。**

- 一 消費生活の安定及び向上に関する施策についての基本的な方針
- 二 消費生活の安定及び向上に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前各号に掲げるもののほか、消費生活の安定及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

**3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、その案を公表し、県民の意見を求めるとともに、千葉県消費者行政審議会(以下「審議会」という。)の意見を聽かなければならない。**

**4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。**

**5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。**

第二章 消費生活の安定及び向上に関する施策

(啓発活動及び教育の推進)

**第十二条 知事は、消費者の自立を支援するため、市町村、消費者団体、事業者、事業者団体等と連携し、又は協働して、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。**

(消費者団体の自主的な活動の促進)

**第十三条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。**

(試験、検査等の実施等)

**第十四条 知事は、毎年度、消費生活に関する相談の状況及び県が講じた消費生活の安定及び向上に関する施策について公表するものとする。**

第三章 商品等の安全等に関する施策

第一節 危害の防止

(危害の防止に関する調査等)

**第十五条 知事は、事業者が供給する商品又は役務が消費者の生命、身体又は財産に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、速やかに必要な調査を行うものとする。**

**2 知事は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品又は役務についてその安全性を明らかにするよう求めることができる。**

**3 知事は、必要があると認めるときは、第一項の調査の結果についての情報を県民に提供するものとする。**

(危害の防止に関する勧告等)

**第十六条 知事は、前条第一項に規定する場合において、危害を防止するために措置を講ずる必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、その措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。**

**2 知事は、前項の指導又は勧告を行うに当たり、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。**

**3 知事は、第一項の規定により勧告をした場合において必要があると認めるときは、当該事業**

者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置及びその結果について報告を求めることができる。  
 (重大緊急危害の情報提供)

**第十七条** 知事は、第十五条第一項に規定する場合において、その危害が重大であり、かつ、その危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該商品又は役務の名称、当該事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な情報を直ちに県民に提供するものとする。

(商品等の提出)

**第十八条** 知事は、前三条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な数量の商品又は当該事業者が役務を提供するために使用する物若しくは当該役務に関する資料の提出を求めることができる。

2 知事は、前項の規定による提出を受けたときは、当該事業者に対し、正当な補償を行うものとする。

## 第二節 規格、表示、包装等の適正化

(規格、表示、包装等の適正化)

**第十九条** 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、事業者が供給する商品又は役務について、品質その他の内容の向上、消費生活の合理化及び流通の円滑化を図るため、特に必要があると認めるときは、規格、表示、包装等の基準を定めることができる。

2 知事は、前項の規定により基準を定めようとするときは、審議会の意見を聞くものとする。

3 知事は、第一項の規定により基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による基準の変更又は廃止について準用する。

5 事業者は、その供給する商品又は役務について、第一項の規定による基準に適合させるよう努めなければならない。

## 第三節 不当な取引行為の禁止等

(不当な取引行為の指定)

**第二十条** 知事は、事業者が消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為を不当な取引行為として規則で定めることができる。

一 消費者を訪問し、又は電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器若しくは情報処理の用に供する機器を利用することにより、消費者の意に反し、又は消費者に拒絶の意思表示の機会を明示的に与えることなく、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

二 消費者の知識、経験及び財産の状況等に照らして不適当な契約と認められるにもかかわらず、又は消費者の判断力の不足に乗じることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

三 消費者に対し、販売の意図を隠して接近し、商品若しくは役務の品質等に関する重要な情報を提供せず、誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

四 消費者を威迫して困惑させ、若しくは迷惑を覚えさせるような方法で、又は消費者を心理的に不安な状態若しくは正常な判断ができない状態に陥らせ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

五 消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

六 消費者又はその関係人を欺き、威迫して困惑させる等不当な手段を用いて、契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を迫り、又は当該債務の履行をさせること。

七 契約に基づく債務について、完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し適切な処理をせず、履行を不当に拒否し、若しくは履行をいたずらに遅延させ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく債務の履行を中止すること。

八 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張に際し、これらを妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させること。

九 商品若しくは役務を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品又は役務の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約若しくは保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくはこれを締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは当該債務の履行をさせること。

2 知事は、前項の規定により規則を定め、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聞くものとする。

(不当な取引行為の禁止)

**第二十一条** 事業者は、消費者との取引に当たっては、前条第一項の規定により定められた不当な取引行為を行ってはならない。

(不当な取引行為に関する調査等)

**第二十二条** 知事は、事業者が不当な取引行為を行っている疑いがあると認める場合は、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該行為の正当性を示す資料の提出を求めることができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、第一項の調査の結果についての情報を県民に提供するものとする。

(不当な取引行為に関する勧告等)

**第二十三条** 知事は、事業者が不当な取引行為を行っていると認める場合は、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、不当な取引行為の改善を行うよう指導又は勧告をすることができる。

2 知事は、前項の指導又は勧告を行うに当たり、必要があると認めるときは、審議会の意見を聞くものとする。

3 知事は、第一項の規定により勧告をした場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該勧告に基づいて行った改善の内容について報告を求めることができる。

(重大な被害についての情報提供)

**第二十四条** 知事は、不当な取引行為により消費者に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、その被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該行為に係る事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な情報を県民に提供するものとする。

## (架空請求についての情報提供)

**第二十五条** 知事は、架空請求（消費者に債務があるかのように偽り、その債務の履行を請求することをいう。）により消費者に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、その被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該架空請求に用いられた氏名又は名称及び住所並びに当該架空請求の内容その他必要な情報を直ちに県民に提供するものとする。

## 第四章 苦情の処理及び被害の救済に関する施策

## (苦情の処理のあっせん等)

**第二十六条** 知事は、消費者から事業者との間の取引に関して生じた苦情（以下「苦情」という。）の申出があったときは、速やかに、当該苦情を解決するために必要なあっせんその他の措置を講ずるものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

- 2 知事は、県民の消費生活の安定及び向上に資するため必要があると認めるときは、苦情に関する情報を県民に提供するものとする。  
(審議会の調停等)

**第二十七条** 知事は、前条第一項の規定により申出のあった苦情であって、県民の消費生活に著しく影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがあると認めるもの又はその解決が著しく困難であると認めるものについては、審議会のあっせん又は調停に付すことができる。

- 2 審議会は、前項のあっせん又は調停のために必要があると認めるときは、当該あっせん又は調停に係る事業者、消費者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。  
3 知事は、第一項の規定により苦情をあっせん又は調停に付したときは当該苦情についての情報を、当該苦情が解決し、又は解決の見込みがないと認めるときは当該あっせん又は調停の経過及び結果についての情報を県民に提供するものとする。

## (訴訟の援助)

**第二十八条** 知事は、消費者が、事業者に対して提起する訴訟（民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第二百七十五条第一項の和解及び民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停を含む。以下同じ。）又は事業者から提起された訴訟が次の各号のいずれにも該当する場合であって、審議会が適当と認めるときは、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助を行ふことができる。

- 一 前条第一項のあっせん又は調停に付されている苦情に係るものであること。  
二 同一又は同種の被害が多数発生し、又は発生するおそれがある商品若しくは役務又はこれらの取引行為に係るものであること。  
三 一件当たりの被害額が規則で定める額以下の被害に係るものであること。  
四 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件に該当するものであること。

## (貸付金の返還等)

**第二十九条** 前条の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該貸付金を返還しなければならない。ただし、知事は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、相当の期間、貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

- 2 知事は、前項本文の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

## 第五章 生活必需商品に関する措置

## (需給状況等の調査等)

**第三十条** 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、県民の消費生活に欠くことができないと認められる商品（以下「生活必需商品」という。）について、必要に応じて、需給の状況、価格の動向等を調査するものとする。

- 2 事業者及び事業者団体は、前項の調査に協力しなければならない。

- 3 知事は、必要があると認めるときは、第一項の調査の結果についての情報を県民に提供するものとする。

## (特定生活必需商品の指定等)

**第三十一条** 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、生活必需商品の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、当該生活必需商品の買占め又は売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあると認めるときは、当該生活必需商品を特定生活必需商品として指定することができる。

- 2 知事は、前項の事態が消滅したと認めるときは、同項の指定を解除するものとする。

- 3 知事は、前各項の規定により、特定生活必需商品を指定し、又はその指定を解除するときは、その旨を告示しなければならない。

## (協力要請)

**第三十二条** 知事は、前条第一項の指定をしたときは、特定生活必需商品に係る事業者に対し、その供給について協力を求めるものとする。

## (売渡勧告等)

**第三十三条** 知事は、事業者が前条の協力の要請にかかわらず、買占め又は売惜しみにより特定生活必需商品を多量に保有していると認めるときは、当該事業者に対し、当該特定生活必需商品を適正な価格で売り渡すよう指導又は勧告をすることができる。

## 第六章 雜則

## (知事への申出)

**第三十四条** この条例の規定により知事がとるべき措置を講じていないと認める者は、規則で定めるところにより、知事に対し、その旨を申し出て、当該措置を講ずるよう求めることができる。

- 2 知事は、前項の申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

- 3 知事は、第一項の申出に対する処理の経過及び結果を当該申出をした者に通知するとともに、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、当該申出の内容並びに当該申出に対する処理の経過及び結果についての情報を県民に提供するものとする。

## (立入調査等)

**第三十五条** 知事は、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条及び第三十三条の規定の施行に必要な限度において、事業者（この項の規定により立入調査又は質問をした場合において、特に必要があると認めるときは、特定生活必需商品を保管していると認められる者を含む。次条において同じ。）に対し、

- その業務に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所、工場、事業所、店舗、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により、職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
  - 3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

- 第三十六条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表することができる。
- 一 第十五条第二項の規定による求めに応じず、又は求めに応じるに当たり虚偽の資料の提出その他の虚偽の方法を用いたとき。
  - 二 第十六条第一項、第二十三条第一項又は第三十三条の規定による勧告に従わなかつたとき。
  - 三 第十六条第三項又は第二十三条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - 四 第十八条第一項の規定による商品若しくは物若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の商品若しくは物若しくは資料の提出をしたとき。
  - 五 第二十二条第二項の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料の提出をしたとき。
  - 六 第二十六条第一項後段の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項後段の規定による説明をせず、若しくは虚偽の説明をしたとき。
  - 七 第二十七条第二項の規定による出席を拒み、同項の規定による説明をせず、若しくは虚偽の説明をし、又は同項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料の提出をしたとき。
  - 八 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(意見の聴取)

- 第三十七条 知事は、第二十四条の規定による情報の提供及び前条の規定による公表をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由がなくて意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで情報の提供又は公表をすることができる。

(国の行政機関等との協力)

- 第三十八条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、国の行政機関、他の地方公共団体若しくは独立行政法人国民生活センターの長に対して、情報の提供、調査の依頼その他の協力を求め、又はこれらの者から協力を求められたときは、その求めに応ずるものとする。

(国に対する措置要請等)

- 第三十九条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、国に対し、意見を述べ、又は必要な措置をとるよう求めるものとする。

(委任)

- 第四十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年六月一日から施行する。ただし、附則第九項の規定は、公布の日から施行する。

(千葉県消費者保護条例の廃止)

- 2 千葉県消費者保護条例（昭和五十年千葉県条例第三十九号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による廃止前の千葉県消費者保護条例（以下「旧条例」という。）第九条第一項及び第十三条第二項の規定によりなされた勧告については、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例第九条第五項（旧条例第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりなされている申出は、第三十四条第一項の規定によりなされた申出とみなす。

- 5 施行日前に旧条例第十二条第一項の規定により定められた基準は、第十九条第一項の規定により定められた基準とみなす。

- 6 前三項に規定するもののほか、旧条例の規定によりなされた措置、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 7 附則第三項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

- 8 千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。  
別表第二千葉県消費者行政審議会の項担任する事務の欄中「消費者の保護」を「消費生活の安定及び向上」に、「千葉県消費者保護条例（昭和五十年千葉県条例第三十九号）第十六条第一項」を「千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例（平成十九年千葉県条例第七十二号）第二十七条第一項」に、「第十七条」を「第二十八条」に改める。

(準備行為)

- 9 第十条第三項及び第二十条第二項の規定による意見の聴取並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。